

## NPOつなぐ定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利法人NPOつなぐという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都調布市富士見町四丁目24番地28号に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、高齢者や障がい者の日常生活を支援し、地域住民の福祉の向上を図るとともに、地域に住む困難を抱える若者に対し教育、就労、日常生活支援などの多様な支援を提供し、社会参加と自立を促進することで人と人、心と心、地域と地域をつなぐ活動を通じて、すべての世代が自分らしい暮らしを享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (3) 地域住民向け福祉活動事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 理事長は、事情に応じて入会金及び会費を減免することができる。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役 員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とすることができる。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

- 第15条 役員の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会の1種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第 45 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、事業年度終了後2月以内に毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事の2分の1以上が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第 14 条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急の場合については総会出席者の2分の1以上の同意により議決とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の2分の1以上の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

#### (理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この条人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成する。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトにおいて行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第 51 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 52 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 53 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雑 則

(細 則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	河合 環自
理 事	宍戸 美穂
理 事	野口 幸代
監 事	宮越 俊司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1)入会金 正会員(個人・団体)0 円 賛助会員(個人・団体) 10,000 円
  - (2)年会費 正会員(個人・団体)6,000 円 賛助会員(個人・団体)1 口 10,000 円  
(1 口以上)

## 役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 NPOつなぐ

## 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）  
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

## 2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	シンド ミホ		有・ <input type="checkbox"/> 無	理事
		宍戸 美穂			
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	ノグチ サチヨ		有・ <input type="checkbox"/> 無	理事
		野口 幸代			
3	理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ミヤコシ シュ ンジ		有・ <input type="checkbox"/> 無	監事
		宮越 俊司			
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	河合 環自		有・ <input type="checkbox"/> 無	理事長
		カワイ カンジ			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

## 特定非営利活動法人 NPOつなぐ 設立趣旨書

近年、少子高齢化の進行により、高齢者や単身世帯の増加が顕著となり、在宅での生活支援の必要性が高まっている。介護保険制度に基づく訪問介護やデイサービスなどの公的サービスが提供されているが、制度の枠内では対応が難しいケースも多く、柔軟な支援が求められている。一方で、地域に暮らす多世代が互いに支え合うことで、こうした課題に対応する可能性があるにもかかわらず、地域住民同士のつながりが希薄化し、支援を支える協力体制が十分に構築されていないのが現状である。

また、高齢者の増加に伴い、認知症の方や移動困難な方への個別支援が不足しており、介護職員の人手不足も深刻化している。支援を必要とする人の状況が多様化し、公的な枠組みだけでは対応しきれない部分が増えている。こうした課題に対し、地域住民が主体的に支え合い、多世代が安心して暮らせる環境を整備することが求められている。

こうした背景のもと、私は2020年に生活支援活動「まごのて」を発足し、地域に根ざした支援を開始した。2023年には多世代が集える居場所を拠点とし、「おてつだい隊」（生活のちょっとした困りごと支援）や、「認知症を知ろうの会」（認知症に関する理解促進活動）、移動支援などの取り組みを実施し、地域の課題解決に努めてきた。2024年には任意団体「NPOつなぐ」を設立し、生活支援、移動支援、地域支援活動をさらに充実させ、地域住民の支え合いを促進している。また、地域の学生と連携したボランティア活動を展開し、次世代の福祉の担い手育成にも取り組んできた。

これまでの活動を通じて、高齢者支援や地域の基盤を築いてきたが、今後、支援ニーズの多様化に対応するためには、継続的かつ安定的な運営体制の構築が必要である。そのため、法人格を取得し、介護保険サービスの提供や地域資源との連携を強化することで、より信頼性の高い支援を実施できる体制を整える。法人化することで、地域住民にとってより安心できる支援の仕組みを構築し、多世代が支え合う持続可能な地域社会の実現に貢献することを目的とする。

本法人は、介護保険外の生活支援サービス、移動支援、認知症の理解促進活動、地域住民の交流促進、高齢者と地域の学生との協働による福祉の担い手育成などを行い、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指すものである。

2025年6月7日

設立代表者

氏名 河合 環自

## 令和7年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 NPO つなぐ

## 1 事業実施の方針

## . 質の高い介護の提供

- プロの育成: 経験豊富なスタッフを採用し、実践的な研修で質の高い介護技術と丁寧な対応を身につけます。緊急時対応や個別計画のスキルアップに力を入れます。
- 個別ニーズへの対応: 利用者様やご家族の意向をじっくり伺い、一人ひとりに合った介護計画を作成。状況に合わせて柔軟に見直します。
- 安全・衛生の徹底: 感染症対策や転倒防止など、安全で衛生的な環境で安心してサービスを受けていただけるよう努めます。

## 2. 地域とのつながりを強化

- 連携ネットワーク: 地域包括支援センターや医療機関と密に連携し、利用者様が必要な支援をスムーズに受けられるようにします。
- 地域参加: 地域のイベントに積極的に参加し、住民の皆様との交流を通じて親近感と信頼を築きます。

## 3. 安定した運営体制の確立

- 効率化: 利用者情報やシフト管理などをシステム化し、無駄なくスムーズな運営を目指します。
- 健全な財務: 安定した事業継続のため、しっかりとした資金計画を立て、収支を常に管理します。

この1年間で、「ここに任せれば大丈夫」と地域の方々に心から思っただけのよう、信頼される訪問介護事業所としての基礎を固めます。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 5,358 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業	高齢者、しょうが害者に対して、訪問介護員(ホームヘルパー)を派遣し、食事・入浴・排泄等の身体介護や、掃除・洗濯・買い物等の生活援助を提供する。	月～金 (必要であれば日・土・日・月)	利用者宅 外出先 調布市内 近隣地域	5名	高齢者 障がい者	15人	2,469
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	高齢者に対して、訪問介護員(ホームヘルパー)を派遣し、健康維持、自立支援を目的としたサービスを提供する。	月～金 (必要であれば日・土・日・月)	利用者宅 外出先 調布市内 近隣地域	5名	高齢者 障がい者	15人	2,469
地域住民向け福祉活動事業	近隣住民の高齢者を対象に自費の生活支援サービス、移送支援サービスを行う	月～金 (必要であれば日・土・日・月)	利用者宅 外出先 調布市内 近隣地域	5名	高齢者 障がい者	150人	420

(2) その他の事業

(事業費の総費用【       】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 NPO つなぐ

### 1 事業実施の方針

2年目の事業方針：成長と深化で、地域に貢献

2年目は、1年目で築いた信頼と基盤を活かし、サービスの質をさらに高め、地域社会への貢献を深めることに注力します。

#### 1. サービスの専門性を高める

- 専門ケアの強化: 認知症や看取りなど、より専門的な介護に対応できるよう、スタッフのスキルアップを徹底します。
- 個別ケアの進化: 利用者様の声をもとに、一人ひとりに合わせたケア計画をさらに細かく改善し、効果を測りながらより良いサービスを目指します。
- 利用者満足への追求: 定期的なアンケートで利用者様やご家族の意見を聞き、常にサービスの改善に繋げ、満足度を高めます。

#### 2. 人材を育て、働きがいを創る

- キャリアアップ支援: スタッフが専門職として成長できるよう、研修や資格取得を積極的に支援します。
- 働きやすい環境: スタッフが長く安心して働けるよう、労働環境を改善し、チームワークを強化します。
- 多職種連携の深化: 看護師など、他の専門職との連携を深め、より包括的なサポート体制を築きます。

#### 3. 地域貢献とブランド力の向上

- 地域活動の拡大: 介護予防講座や交流イベントなど、地域に役立つ活動の幅を広げ、社会課題の解決に貢献します。
- 地域ネットワークの中心に: 地域包括支援センターや他事業所との連携をさらに密にし、地域を支える要の存在を目指します。

この2年目で、利用者様、ご家族、そして地域の皆様にとって「なくてはならない」と感じていただけるような、持続的に成長する訪問介護事業所へと発展させていきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 15,014 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業	高齢者、しょうがい者に対して、訪問介護員(ホームヘルパー)を派遣し、食事・入浴・排泄等の身体介護や、掃除・洗濯・買い物等の生活援助を提供する。	月～金 (必要あれば土行 あれは日)	利用者宅 外出先 調布市内 近隣地域	5名	高齢者 障がい者	30人	7,000
介護保険法に基づく介護予防事業	高齢者に対して、訪問介護員(ホームヘルパー)を派遣し、健康維持、自立支援を目的としたサービスを提供する。	月～金 (必要あれば土行 あれは日)	利用者宅 外出先 調布市内 近隣地域	5名	高齢者 障がい者	30人	6,930
地域住民向け福祉活動事業	近隣住民の高齢者を対象に、生活支援サービス、移送支援サービスを行う	月～金 (必要あれば土行 あれは日)	利用者宅 外出先 調布市内 近隣地域	5名	高齢者 障がい者	150人	1,084

(2) その他の事業

(事業費の総費用【       】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 NPOつなぐ

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		0
	正会員受取会費		
	賛助会員受取会費		50,000
2	受取寄附金		500,000
	受取寄附金	500,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		5,060,400
	介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	3,290,400	
	介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	1,170,000	
	地域住民向け福祉活動事業	600,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
	経常収益計		5,560,400
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		4,758,000
	給料手当	3,806,400	
	役員報酬		
	退職給付費用	190,320	
	福利厚生費	761,280	
	(2) その他経費		600,000
	消耗品費	60,000	
	水道光熱費	60,000	
	通信運搬費	240,000	
	地代家賃	180,000	
	旅費交通費	60,000	
	事業費計		5,358,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		0
	管理費計		0
	経常費用計		5,358,000
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		202,400
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		202,400
	法人税、住民税及び事業税・・・④		37,444
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
	次期繰越正味財産額③-④+⑤		164,956

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 NPOつなぐ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		0
	正会員受取会費		
	賛助会員受取会費		50,000
2	受取寄附金		0
	受取寄附金		
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		17,764,000
	介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	12,964,000	
	介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	3,600,000	
	地域住民向け福祉活動事業	1,200,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
経常収益計			17,764,000
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		13,814,000
	給料手当	11,595,000	
	役員報酬		
	退職給付費用	480,000	
	福利厚生費	1,739,000	
	(2) その他経費		1,200,000
	消耗品費	120,000	
	水道光熱費	120,000	
	通信運搬費	480,000	
	地代家賃	360,000	
	旅費交通費	120,000	
事業費計			15,014,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		
管理費計			0
経常費用計			15,014,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			2,750,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			2,750,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		920,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		164,956
次期繰越正味財産額③-④+⑤			1,994,956